

## 高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務 提案公募要領

### 1 目的

高松市では、「スマートシティたかまつ推進プラン(2022~2024)」において、全職員がITリテラシーを備え、デジタル技術やデータの活用による業務改革に取り組む組織を目指すこととし、市民の利便性の更なる向上と庁内業務の効率化に向け、DXに柔軟かつ迅速に対応できる人材育成に取り組んでいるところです。

令和6年度においても、この取組をさらに推進する必要があることから、高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務(以下「本業務」という。)を実施します。

本業務を実施するに当たり、提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施するものです。

### 2 業務委託の概要

#### (1) 業務名称

高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務

#### (2) 業務内容

「高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務仕様書」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

1,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ この金額は、見積時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すためのものです。

※ また、最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定します。

#### (5) 担当課

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市総務局デジタル推進部デジタル戦略課

TEL: 087-839-2172

Email: digital\_sct@city.takamatsu.lg.jp

#### (6) スケジュール

募集開始から契約締結に至るまでの日程は、下記のとおりです。

- |                 |      |             |
|-----------------|------|-------------|
| ・募集開始(公募要領公告)   | 令和6年 | 4月24日(水)    |
| ・参加申込期限         | 令和6年 | 5月9日(木)16時  |
| ・提案公募に対する質問受付期限 | 令和6年 | 5月9日(木)16時  |
| ・提案書等の提出期限      | 令和6年 | 5月16日(木)16時 |
| ・ヒアリング          | 令和6年 | 5月下旬頃       |
| ・選定結果通知         | 令和6年 | 6月上旬頃       |

### 3 参加資格要件

本提案公募の参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれにも該当しないものであること。
  - ア 代表一般役員等（代表役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）が暴力団員である者又は暴力団員が経営に事実上参加している者。
  - イ 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は第三者に損害を加えるため、暴力団を利用している者。
  - ウ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (4) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 本手続へ参加申込時点において、国、都道府県及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 過去3年以内において、類似の研修業務を地方公共団体から直接受託し、かつ、その委託業務を履行した実績を有していること。

### 4 参加表明

提案公募の参加を希望する者は、(1)に記載のURLにアクセスし、参加申込フォームから申請してください。

- (1) 参加申込フォームURL  
<https://logofom.jp/form/dV7M/556979>
- (2) 入力期限  
令和6年5月9日（木）16時まで

(3) 参加表明後の辞退

参加申込をされた後に、参加を辞退する場合は、下記のURLにアクセスし、辞退届フォームから申請してください。

<https://logoform.jp/form/dV7M/560855>

5 質問の受付及び回答

本提案公募に関する質問・問合せは、(1)に記載のURLにアクセスし、質問受付フォームから申請してください。電話及び口頭による質問・問合せは受け付けません。

なお、質問に対する回答への問合せ及び異議の申立ては一切受け付けないこととし、以下に掲げる内容の質問に対しては回答を行わないものとします。

- ・ 質問者の明らかな誤読
- ・ 質問者の個人的な意見
- ・ 質問者の提案しようとする内容についての是非を問うもの
- ・ 質問者自らが判断又は調査すべきもの
- ・ 本提案公募に関係のないもの
- ・ 受付期間外に提出されたもの

(1) 質問受付フォームURL

<https://logoform.jp/form/dV7M/556981>

(2) 質問受付期限

令和6年5月9日(木) 16時まで

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、随時、高松市HP上に掲載します。

6 企画提案書等の提出

「高松市DX人材育成事業(ツール研修)委託業務仕様書」を踏まえて、企画提案書等を作成し、提出期限までに次のものを提出してください。

(1) 提出物

番号	提出資料名	様式	ページ数
1	企画提案書 (様式1、2)	様式1 様式2	それぞれ研修科目ごとに作成すること。 様式1 両面で1枚以内 様式2 両面で2枚以内
2	講師経歴書	無	両面で1枚以内
3	所定外の企画提案書※1 (テキストサンプル含む)	無	両面で10枚以内(表紙、目次は含まない)
4	見積書	無	

※1 本市指定の企画提案書に加え、任意様式で企画提案書(研修テキストサンプル含

む) も提出可能です。

(2) 企画提案書の記載要件

様式1、2については、研修科目ごとに作成してください。

(3) 提出物の書式等

ア 用紙サイズは、A4版としてください。

イ 文字サイズは、11ポイント以上で作成してください。

ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用してください。

エ 記号・略称等を使用する場合は、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述してください。

オ 見積書については、見積額の内訳が分かるように作成してください。消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記し、消費税率は10%で見積もってください。行政手続きに係る押印等の見直しにより、令和4年1月1日から、見積書の押印の義務付けを廃止したことに伴い、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の余白に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。なお、押印がなく、上記の記載がない見積書は無効です。

(4) 提出期限

令和6年5月16日（木）16時まで

(5) 提出方法及び提出先

PDFデータ（容量5MB以内）を電子メールで提出してください。

（電子メール送付後、電話にて受信確認を行ってください。）

高松市総務局デジタル推進部デジタル戦略課DX推進係

[digital\\_sct@city.takamatsu.lg.jp](mailto:digital_sct@city.takamatsu.lg.jp)

## 7 ヒアリングの実施

企画提案書記載内容について、次のとおりヒアリングを実施します。ただし、全体の提案件数等によっては、実施の有無を含め、実施方法等の諸条件の変更を行う場合があります。

(1) ヒアリングへの出席者は、原則、業務責任者及び業務担当者とし、3名までとします。

(2) ヒアリング所要時間としては、1事業者当たり30分程度（企画提案者による提案要旨説明約20分、質疑応答約10分）の予定です。

(3) ヒアリングは、企画提案書に沿って行うとともに、追加の資料は認めません。

(4) ヒアリングの日時等、詳細は、参加申込事業者に別途、連絡します。

## 8 事業者の選定

「高松市DX人材育成事業（ツール研修）委託業務委託事業者選定基準」に沿って審査

を行い、総評価得点数が第1位の者を委託候補者として選定します。

選定終了後、選定結果を全ての企画提案者にメールで通知します。選定結果に関する問合せ・異議の申立ては一切受け付けせず、採点内容・評価理由等については公表いたしませんので、あらかじめ同意の上、御参加ください。

選定された委託候補との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記3の要件を満たさなくなった場合は、提案評価第2位に選定された事業者から順に繰り上げて特定の相手方とし、契約締結に関する交渉を行います。

## 9 業務委託契約

### (1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様書の調整を行い、確定するものとします。

### (2) 契約方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

### (3) 契約保証金

要します。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

### (4) 委託料の支払条件

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととします。

## 10 決定の取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、参加者及び受託予定者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消します。

- ・ 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- ・ 前記3の要件を満たさなくなった場合
- ・ 提出物に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 見積書の見積額（税込価格）が2(4)の提案上限額を超えている場合

(2) 事業委託の取消しによる損失の取扱い

上記10(1)の規定により事業委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じても、市はその損失を補償しません。また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととします。

## 11 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことができるものとします。

## 12 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合

や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいいます。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、高松市ホームページを御参照ください。

（[https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/sonota/20230224151913301.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/sonota/20230224151913301.html)）

### 13 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めてください。

### 14 その他留意事項

- （1）本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- （2）提出後の提案等の修正又は変更は一切認めません。
- （3）提出物の著作権は提案者に帰属しますが、本市が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出物の内容を無償で使用できるものとします。
- （4）提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがあります。
- （5）提案者が1事業者のみの場合であっても、本提案公募を有効として取り扱うこととします。ただし、必要最低限の点数（総点数の7割）を得られなかった場合、本提案公募は無効とします。
- （6）審査結果に関する問い合わせ及び異議の申立ては一切受け付けません。

### 15 周知事項

- （1）売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。））。

⇒メールアドレス：[naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp](mailto:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp)

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、高松市ホームページに掲載しています。

（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kojinjoho/kohyo.html>）

- （2）平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する

告示を公表しています。御留意ください。詳しくは、高松市ホームページを御参照ください。

( [https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku\\_kanri/shimeiteishi/index.html](https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.html) )